

2024年1月16日

経済産業省 安全保障貿易管理政策課
杉江課長様
制度改正担当各位

安全保障輸出管理の制度・運用のあり方について（包括的要望書）

一般財団法人 安全保障貿易情報センター（CISTEC）
輸出管理のあり方専門委員会
委員長 田川 卓司
制度専門委員会
委員長 大野 敬史

平素より、CISTECの委員会活動にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。昨年11月にご提出させていただきました意見書（通常兵器キャッチオール規制に関する諸問題）に続き、両委員会での問題意識に基づきより包括的な要望をお伝えさせていただきます。

安全保障を巡る諸情勢は目まぐるしく動いており、経済安全保障の重要な柱の一つである輸出管理についても、そのあり方が問われる大きな転換期に立っていることを、産業界としても実感しております。

これまでも、長年にわたり、様々な次元の問題意識に立って意見、要望をお伝えし、検討をお願いしてきたところですが、現在、産業構造審議会の小委員会において、外為法の制度のあり方に関する審議も非公開ながら進められています。そこで今回、現下の諸状況を踏まえて、改めてご検討いただきたい事項について整理の上、提出させていただきますので、是非ご検討のほどお願いいたします。

なお、CISTECにおいて、日米輸出管理協力に関する意見募集に応じて意見を日米両政府に提出していますが、当委員会としてもその考え方を基調としつつ、これを更にブレイクダウンする形で、要望させていただく次第です。

◎日米輸出管理協力に関する意見（2023.1.13）

<https://www.cistec.or.jp/service/uschina/61-20230120.pdf>

【全体の構成】

1. 輸出管理の実効性、効率性確保

- 第一点：同志国との基本的な制度運用の共通化・国際調和を目指した検討
- 第二点：レベルプレイングフィールド原則の改めでの確認
- 第三点：わかりやすさと迅速対応が国際競争力に資するとの視点に立った、規制体系を含めた全般的見直し
 - 【わかりやすい規定、体系の実現】
 - 【規制番号体系の国際標準体系への移行の早期実現】
 - 【迅速対応の確保—政省令の規定分担の見直し（省令・告示委任等）】
- 第四点：懸念される最終用途・需要者に移転させないことが輸出管理の本質的目的であることの再確認—「輸出者等遵守基準」の枠組みの活用
- 第五点：CISTECの委員会活動と経産省ご当局との一層の連携強化を通じた認識共有促進を
- 第六点：企業がご当局に積極的に相談に行くインセンティブを
- 第七点：個別の制度運用についての継続的意見交換を

2. 同志国連携のあり方について

- 同志国連携の重要性
- 課題①—共有する「脅威」に対応する基本制度の整備・共通化
- 課題②—米国の直接製品規制等の適用回避を⇒ロシア制裁対応をモデルに
- 課題③—制度運用におけるレベルプレイングフィールドの確保
- 課題④—WAの機能活性化
- 課題⑤—同志国連携による合意品目の輸出令等への反映の仕方

3. 通常兵器関連の輸出管理のあり方／通常兵器CA規制について

- 大量破壊兵器関連規制と通常兵器関連規制との重み付けの再検討
- 通常兵器キャッチオール規制のあり方について
 - 論点①—「通常兵器」の具体的範囲の明確化
 - 論点②—要件の明確化、限定（必須事項）
 - ・懸念度の高い対象国に限定—米・EUとも限定（いずれも中国は対象国）
 - ・転用懸念度・安保上の深刻度が高い品目等に限定（「おそれ品目」で明示）
 - ・特に懸念度の高いユーザーを「外国ユーザーリスト」の形で明示
 - ・「明らかガイドライン」的なレッドフラグを定め、チェックすべき項目を明示（情

報入手可能な範囲で)

- 論点③—外国ユーザーリスト（必須）⇒大量破壊兵器関連分と一元化することも一案
- 論点④—EUと同様に「当局に通知」方式に
- 論点⑤—インフォームやその事前の関連調査の運用／税関との運用面での調整
- 論点⑥—コモディティ化している民生品の扱い
- 論点⑦：グループA国への適用可能性について
- その他論点

4. 「者」に関する規制（エンドユーザー規制）の枠組みの導入について

- 外為法でエンドユーザー規制が可能であると理解する理由
- エンドユーザー規制を一般化する必要性とその諸類型

5. 潜脱・迂回関与者に対する輸出規制の枠組の積極的運用について

- 輸出者に対する管理規制は、輸出後の確認が可能な場合に限定されることの再確認を
- 潜脱・迂回関与者に対するコモディティ品目の輸出規制の枠組みの活用

1. 輸出管理の実効性、効率性確保

最初に、輸出管理の実効性、効率性確保に向けた全般的事項として、以下の点を要望させていただきます。

■第一点：同志国との基本的な制度運用の共通化・国際調和を目指した検討

○これは以下の点で必須と思われまます。

(1) ビジネスのグローバル展開の円滑性の確保

企業はグローバル展開しており、日本だけが異なる制度運用をするのでは、複雑な対応を迫られ、余計な手続き的・コスト的負担を余儀なくされます。

(2) 同盟国・同志国による共同対応を迅速に行う法的基盤の整備

- ・G7諸国を始めとした同盟国・同志国との連携による輸出管理規制を行う局面が増える中で、日本も迅速に対応できるようにするためには、法令の整備を進めておく必要があります。
- ・もし的確に対応できない場合には、米国が拡大進めるEAR等の域外適用下に置かれ、産業界の負担は大きなものになる恐れがあります。

(3) 同志国とのサプライチェーン構築、共同開発等の円滑化の促進

- ・経済安全保障の一環として、同志国間での信頼できるサプライチェーンの構築が進めら

れていますが、日本に重要物資の生産・開発拠点の投資を促進することも重要な課題となっています。これは、日本の経済安保を強固にするだけでなく、国際競争力の向上や雇用の受け皿の拡大など、日本の国力にもつながります。

- ・このような中で、日本だけ異質な制度・運用がなされるとすれば、立地拠点、開発のパートナーとしては忌避されることになりかねません。
- ・規制すべきところはしっかり規制することと並行して、信頼できるサプライチェーンを共同構築している諸国に対しては、円滑に輸出できるようにするという観点も規制運用の上で必要となってきたと思われる。

○具体的措置内容は、後述。

■第二点：レベルプレイングフィールド原則の改めでの確認

- 輸出管理規制においては、レベルプレイングフィールドが基本原則であり、産業構造審議会小委員会提言においてもその重要性が繰り返し強調され、ご当局におかれても同様のスタンスに立って制度運用をされてきたものと理解しています。
- この原則は、国際輸出管理レジームの外為法令への反映における局面だけでなく、重要技術を保有する同志国連携における局面においても、同様に重要と思われます。
- 国際輸出管理レジーム（以下「国際レジーム」）の外為法令への反映に際しては、我が国の場合は日本語とその法令用語に訳す場合において、どうしても合意内容との微妙な意味上のギャップが生じがちです。しかし、これまでも、そのギャップをできる限り埋め、レベルプレイングフィールド原則に合致するものになるよう、ご当局と産業界との間で長年にわたり調整が続けられてきています。

この調整の取組みは、規制番号体系の国際化に向けた作業（後述）において、改めて重要な課題となりました。貴省において、輸出令別表第1の規制品目項番と、（国際レジーム合意を品目毎に横断的に整理した）実質的な国際標準であるEU体系における規制項番の対比表を作成され、どちらの項番によっても輸出許可申請を可能にしていただきましたが、それに向けた作業の過程では、国際レジーム合意品目を反映したEU項番と輸出令の項番の品目とが同じ規制内容となるよう、三団体協議会（CISTECの弊委員会WGを含む）と貴省ご当局との間で繰り返し意見交換を重ねてきているところです。

国際レジームでの合意における品目等の用語の定義・範囲、規制スペック等の僅かな差異によって、関連業界においてはレベルプレイングフィールドの点で大きな影響を受け、グローバルビジネス展開の上でも支障が生じてしまいます。不拡散型管理においては国際レジーム合意は引き続き重要です。2021年6月の産構審小委提言でも、その認識に立って、「これまで通り、レジーム管理品目の不断の見直しや運用改善の提案についても、引き続き積極的に行っていくべきである。」「ビジネス上の予見可能性やレベルプレイングフィールドの観点、あるいは実効性の観点で課題がある中、我が国の独自措置の検討については慎重であるべき」という原則が指摘されています。

このような経緯その他の状況を踏まえつつ、レベルプレイングフィールド原則の観点から、合意品目の輸出令別表での反映ぶりについて、新規、既存含めて、引き続き産業界と貴省との間での意見交換を進めていただけますようお願い致します。

- また、同原則は、重要技術を有する同志国連携においても重要です。連携に係る品目について、やはり用語の定義・範囲、規制スペック等の規制要件によって、関係業界において他の同志国の企業との競争条件に差が生じてきます。

前述のように、米国がその規制の域外適用によって、これらの規制要件を米国と同じにするよう強いる形での連携は不健全であり、事前に十分な調整を行うことを通じて、レベルプレイングフィールド原則が担保されるようお願い致します。

■第三点：わかりやすさと迅速対応が国際競争力に資するとの視点に立った、規制体系を含めた全般的見直し

【わかりやすい規定、体系の実現】

- 日本の外為法による輸出管理規制は、戦後、様々な環境変化の中で変遷してきていますが、その度の制度改正ごとに規定（法律、政省令、告示、通達）を建て増してきた面があるため、重層構造が複雑で体系の全体像が難解なものになっています。

「貨物」と「技術提供」の規制とが別体系になっており、それぞれの下に多くの政省令、告示が規定されているほか、通達で重要制度を構成させている事例もあります。

また、規制体系の複雑さだけでなく、重要規制の根拠規定自体が難解であるという問題もあります（リスト規制と並ぶ重要な柱であるキャッチオール規制や、法第 25 条第 1 項の技術提供規制の規定振り等）。

外為法の輸出管理規制の「怖い」ところは、極めて複雑、難解である一方で、理解や適用を誤れば、潜在的には「無許可輸出」という刑事罰、行政罰の対象になってくるということです。リスト規制対象品目かどうかを判別する「該非判定」は、対象品目の定義が、誰が読んでも明確に誤りなく読みとることができることが必須となりますが、これが難解で曖昧なままでは、どの企業においても「無許可輸出」のリスクを負うことになってきます。

- また、わかりにくさ、不明確さ等によって、該非の問題も含めてご当局への照会も多くなり、その業務負担にも大きな影響が生じると思われます。輸出品目の該非判定はご当局自身では行わず、輸出者が判断することが原則とされていますが、無許可輸出とされ、刑事面、行政面での責任を問われるリスクが大きいとなれば、主要国におけるように、該非判定をご当局に要請するとの声が高まる可能性もあります。

しかし、ご当局が個別の該非判定作業にマンパワーを割く事態になれば、輸出許可審査に割くマンパワー、時間が少なくなってしまう、円滑な貿易実務遂行の上で大きな支障が生じかねません（この点は、通関において「非該当証明書」の取得が求められた時期に、現実のものとなったことがありました）。

このように、法規制の体系、内容をわかりやすく明確なものにすることは、産業界にとってもご当局にとっても、重要な課題になっていると思われま

- 他方、米国、EU、韓国、アジア諸国等においては、法令を翻訳して読めばほぼそのまま理解することができます。
- この点で、わかりやすさが国際競争力の基盤であるとの発想の下に、抜本的改正が行われたのが韓国とドイツです。韓国では、2007年に「対外貿易法」を抜本改正し、法律一施行令一戦略物資輸出入告示と一本の下位法令だけを見れば完結するようになり、規制番号体系もデファクトスタンダードであるEU体系への準拠を短期間に実現させました。またドイツでは、2013年に簡素化含め抜本改正が行われ、全52章あったものを28章に整理し、定義の集約、用語や罰則見直し等を行っています。その改正目的としては、「簡素でわかりやすい法令にして国際競争力に資する」「半世紀を経る間に改正が重ねられ、中身が非常に複雑化したため、改革の必要性が生じた」というもので、我が国の外為法の状況と重なるものがあるように感じられます。
- CISTECで実施する各種セミナーや実務能力認定（STC）試験などでは、毎年数千名もの新しい社員の方々が参加されています。これらの方々は、外為法令の複雑さ、難解さを指摘することがしばしばであり、その理解にエネルギーを割かなければならないとすれば、不幸なことと言わざるを得ません。
CISTECでは、複雑さ、難解さがある外為法令の趣旨、内容が正しく理解されるように、貴省のご指導もいただきながら、様々な自主管理支援事業を展開してきているところですが、やはり、こういった自主管理上の負担軽減のためにも、法令自体のわかりやすさの実現のための見直しを是非進めていただくことを強く要望する次第です。
- 現行法令で、政省令以下でも対応可能な点は少なからずあると思われますが、以下のよう
な点は特に重要と考えま

【規制番号体系の国際標準体系への移行の早期実現】

- かねてからの課題となっている規制番号体系を実質的な国際標準の体系に再編する件については、2017年の産構審小委提言以降、ご尽力いただいているものの、残念ながら未だ実現に至っていません。
- 規制番号体系は、輸出管理における世界共通言語・基盤とも言えるものです。欧米・アジアを通して、日本だけが異質の体系となっているため、グローバル展開する内外企業にとっては、日本においてのみ別途の負担を余儀なくされることになります。また、輸出規制の同志国連携だけでなく、同志国間でのサプライチェーンの円滑な構築のためにも、やはり品目ごとの国際標準体系の早期実現が必要と思われま

【迅速対応の確保—政省令の規定分担の見直し（省令・告示委任等）】

- 「わかりやすさ」だけではなく、状況変化に素早く対応できる「迅速性」の確保も課題と
思われます。政省令の規定分担の見直し等により、法治の必要性と迅速性との両立を図る
ことができるような工夫が必要であるように感じられます。
- 国際輸出管理レジームの合意事項を国内法令に反映するのが、合意から約1年後となり、
米国、EUよりも遅れを取ってしまうのは、レベルプレイングフィールドの観点からも好
ましいことではありません。外為法の他の対外取引では、実質的に告示委任となっている
中で、輸出のみが政令での対応が必要となっているのは、アンバランスに感じられます。
レジーム合意の早期反映のためにも、他の対外取引規制と同様に、省令、告示への委任が
望まれるところです。
- また、国連安保理決議に基づく北朝鮮制裁に関する貨物検査法では、対象武器を当初は政
令で定めていたものを、制裁措置の迅速な反映の必要性を理由として、告示委任にした例
もあります。

■第四点：懸念される最終用途・需要者に移転させないことが輸出管理の本質的目的である ことの再確認—「輸出者等遵守基準」の枠組みの活用

- 輸出管理の本質的目的は、懸念品目を懸念用途・需要者に移転させないことであることは、
輸出管理に関わる官民の関係者にとって共通認識だと理解しています。
- この観点から輸出された品目が、契約通りに懸念のない民生用途・需要者に使われている
ことが確認されるのであれば、法令や規制品目要件の理解、あるいは該非判定に仮にミス
があり、形式的には「無許可輸出」になったとしても法益侵害につながるものではなく、
これについて、刑事的責任、行政上の厳しいペナルティを科すことは避けられるべき
だと考えます。
もし、それでもご当局に刑事上、行政上の責任を問う姿勢が見られるのであれば、前述
の通り、官民双方に大きな混乱が生じることになります。特に民間企業にとっては、行政
上のペナルティはもちろん、刑事面での捜査等がなされる場合には、それだけで銀行融資、
販売停止等、経営上深刻な事態に追い込まれてしまいかねません。
- もちろん、懸念のない民生用途・需要者に使われているからといって、該当品であること
がわかっていながらのリードタイム短縮等のための無許可での輸出や、不正転売・転用の
ための虚偽申告、重大な過失による不正、輸出特例（少額特例等）の悪用等の場合には、
ペナルティが科せられるべきことは当然です。
- 経産省ご当局におかれては、もともと上記のようなことは想定されておらず、法令の理解
や該非判定に悪意のないミスが生じ得るという前提で、中小企業含めた輸出者に自主管
理体制の構築、強化を求め経産省ご当局が指導を行うとの観点から導入されたのが、平成
21年の外為法改正による「輸出者等遵守基準」であったと理解しています。

そこでは、すべての輸出者に該非確認責任者を置くことを求めるとともに、自主管理プ

プログラム（CP）の構築に係る指針が示されています。その上で、該非判定含めて自主管理に問題があるとご当局が認識した場合には、「指導・助言」、更には「勧告・命令」を行うとの枠組みが規定されています。

このような既存の枠組みを活用することにより、我が国企業の輸出管理水準の全般的向上を図っていくことが望まれるところですし、このような認識を官民で共有することが期待されるところです。

- 上記の点は、経産省ご当局だけでなく、刑事ご当局にもご理解いただくことが必須となります。刑事ご当局にとっても、経済安全保障の推進が図られる中で、重要技術の保護、営業秘密の漏洩防止等の面も含めて、産業界、企業とのコミュニケーションの強化が重要な課題になっていると認識しています。

上記でご説明した点で、刑事ご当局の姿勢に産業界側に疑念が生じることになれば、両者間の円滑なコミュニケーションの確保に大きな支障が生じる可能性があります。

- このような不幸な事態を回避するためにも、上記の点について政府内で認識共有が図られるよう、調整方お願い致します。

■第五点：CISTECの委員会活動と経産省ご当局との一層の連携強化を通じた認識共有を

- CISTECは、1989年に産業界の自主管理支援を、官民協力して推進することを目的として設立され、以降30年以上にわたり、一般財団法人に法人格の変更はあったものの、継続してご当局と連携を取らせていただきながら、各種の支援事業を展開してきているところです。

- その中で、CISTECの安全保障輸出管理委員会の活動は、総合部会系3委員会、貨物部会系6委員会が賛助会員の積極的参加の下に、経産省ご当局との密接な意見交換を通じて、官民の共通認識を形成しつつ、より効率的、実効的な制度運用の実現に向けて取り組んできているところです。

- 関係法令の遵守をはじめ企業における自主管理の推進のために、ご当局のご指導を得て20年以上前から「モデルCP」とそのガイドンスを発行してきております。

また、リスト規制品目とその規制内容について官民の共通理解の確保が必要である中、分野別に解説した「輸出管理品目ガイドンス」を、分野別委員会メンバーが精力的に作成し、ご当局にもチェックをいただいた上で発行していますが、自主管理や輸出許可申請・審査に際しての共通理解として広くお役に立っているものと思っております。その他にも、リスト規制に係る品目規定が複雑なところを、該非判定をやりやすくするために「項目別対比表」「パラメータシート」を、毎年の国際レジーム合意を反映した政省令改正のたびに関係委員会等で急ぎ作成し、施行に間に合うよう発行してきているところです。

グローバル展開する産業界やアカデミアの自主管理のためには、外為法令だけではなく、欧米アジアの法令動向の把握、分析も重要であるところ、「海外法制度ガイドンス」の発行や海外の政府・産業界との交流のためにミッションを派遣して成果を「国際交流分

科会報告書」としてまとめ、ご当局とも共有させていただいてきております。

- このような CISTEC の委員会活動と経産省ご当局との連携は、我が国産業界やアカデミアの自主管理の適切な遂行、そして管理水準の全般的底上げにとって基本インフラの柱の一つとなっており、海外諸国からも「ジャパンモデル」「CISTEC モデル」として評価 いただいていると理解しているところです。
- 今後、国際的な安全保障情勢が厳しさを増す中、輸出管理の重要性が高まり、今まで以上に官民の認識共有を通じた自主管理の促進もまた重要となってくると考えられますので、継続的な連携強化をお願い致します。

■第六点：企業がご当局に積極的に相談に行くインセンティブを

- 自主管理に真摯に取り組む個別の輸出企業にとって、経産省ご当局との情報交換は貴重なものですし、ご当局側にとっても、企業のビジネス展開から得られる情報を一種のインテリジェンス情報として入手・蓄積できることになるなどのメリットがあると思われま
- その観点からは、後述のように、具体的な懸念情報（エンドユーザー、おそれ品目等）や、管理しやすいレッドフラグ等を明示していただくことが、相談する基準・契機となり得ると思われま
- そのように規制に絡むケースだけでなく、規制を離れて、輸出企業が取引の経緯から把握した軍事転用の可能性その他の気付きの情報を進んで経産省当局に事後報告等を促すインセンティブ作りとともに、企業側にとっても、情報提供や相談をすることによって、企業側も機微情報を得られる仕組みが構築されることに期待したいと思います。

■第七点：個別の制度運用についての継続的意見交換を

- 個別の制度運用として、主要国との比較も踏まえた許可制度や自主管理要請等のあり方、経済安全保障も踏まえた規制と助成・推進のバランス、その他の諸点について、継続的に効率化その他改善に向けて意見交換をお願い致します。

2. 同志国連携のあり方について

■同志国連携の重要性

- これまでの国際レジーム合意に基づく不拡散型管理は、依然として重要ではあるもの、力による現状変更を志向する国家を念頭においた、特定技術を共有する同志国の連携による輸出管理の重要性が増して来ていることは、産業界としても理解するところです。
- この点については、CISTEC が日米輸出管理協力に係る意見募集に応じて提出した意見書でも、課題も含めて述べられているところです。

◎日米輸出管理協力に関する意見（2023.1.13）

<https://www.cistec.or.jp/service/uschina/61-20230120.pdf>

- ここでは、同志国連携において産業界から見て特に重要と考える課題についてご説明させていただきます。

■課題①—共有する「脅威」に対応する基本制度の整備・共通化

- 同志国連携は、脅威認識を共有して対応することになりますが、我が国も他の同志国と同様の制度・運用がなされるように基本的制度について整備を行っておく必要があります。「脅威」として、武器転用だけでなく軍事力増大に資する品目、懸念主体、迂回・規制潜脱、人権侵害、経済的威圧、サイバー攻撃等々、従来では想定されなかったようなものが、共通認識としてなり、共同対応を迫られる局面が増えています。

そのために、前掲意見書でも述べたような基本的制度の整備・共通化（規制番号体系の国際標準準拠、懸念エンドユーザー規制、キャッチオール規制、潜脱・迂回対応規制、あるいは人権対応のための枠組み等）を図ることが重要と思われまます。

- この点で対応が遅れると、後述のように、米国の再輸出規制による域外適用が我が国からの輸出にも適用されることになり、産業界にとっては大きな負担となってきます。
- なお、特定の「脅威」に対して、外為法でどこまで対応できるのかについて指摘される場合がありますが、外為法の輸出管理規制に係る「国際的平和の安全の維持」、「国際平和のための努力」の枠組みの中で、かなり広汎にカバーできるのではないかと考えております。

これは、以下の点を踏まえたものですが、G7 合意の、制裁潜脱・迂回対応、経済的威圧対応も包含され得るのではないかと考えられます。

- ① 実際に、直接の軍事・兵器関連だけでなく輸出規制している例があること（サイバー攻撃・防衛関連（サイバー攻撃プログラム（マルウェア）・装置等）／奢侈品／核・ミサイル開発の資金調達関連（鉱山企業、輸送企業等）／政府・軍の最高幹部、オルガルヒ／人権侵害関連等）
- ② 第 48 条 1 項創設の法改正時、内閣法制局は、『「国際的な平和と安全」とは『紛争のない状態』であり、コムの輸出管理だけでない」と答弁していること（1987 年）。

■課題②—米国の直接製品規制等の適用回避を⇒ロシア制裁対応をモデルに

- 米国の直接製品規制等の再輸出規制は、懸念国・企業等に適用されることは、実効性ある手段であるとは認識しています。
- しかし、現実には、同志国からの輸出にも適用される直接製品規制等の再輸出規制は拡大の一途となっていますが、憂慮すべき事態と受け止めています。

企業負担大きく、二重規制にもなる恐れがあるほか、日本政府による規制がなければ、日本企業が中国政府から「不当な域外適用規制」に従ったとしてペナルティを受ける恐れもあります。

- 重要なのは、米国の域外適用を受けない真の同志国連携の実現だと考えます。形の上で同志国連携になるとしても、米国の再輸出規制等の圧力を受けたものとなるのは健全な姿ではありませんので、事前に早期に日米欧、G7 諸国等で十分調整の上、同様の適切な規制を同様のタイミングで打ち出されることを期待するものです。

この点、ロシア制裁での輸出管理共同対応がモデルになるものと思います。

■課題③—制度運用におけるレベルプレイングフィールドの確保

○半導体製造装置の例

- ・半導体製造装置に関する日米蘭の規制では、米国は蘭に対し例のない極端な再輸出規制を発動し、蘭の相対的に緩いパラメータの規制を日米と同等のものとするべく、米国の当局の許可対象にしました。
- ・これは、半導体製造装置の規制のパラメータにばらつきがあり、日本企業は蘭企業よりも不利な立場に置かれました。米国の上記措置はそれが背景にありますが、今後は、連携国の間で、事前に対象品目の範囲やパラメータについて十分協議を行っていただくことを期待するものです。

○工作機械の例

- ・工作機械について、国際レジーム合意品目ながら、その運用については、日独間でかなりの差があることが問題点として明らかになりました。
- ・相対的に日本企業が不利になっている構図ですので、国際レジーム合意品目も含めて、同志国連携による合意品目に係る規制運用の共通化がなされるようお願い致します。

■課題④—WA の機能活性化

- WA の枠組みは依然重要であり、ロシアの拒否を克服し、活性化に向けた取組みを期待するものです。

■課題⑤—同志国連携による合意品目の輸出令等への反映の仕方

- 同志国連携にも様々な観点からの規制があり得ると思いますが、具体的な規制品目を、外為法体系の別表にどう反映させるのかも課題になるかと思われます。
- 輸出令別表 1 は、現行は国際輸出管理レジームで合意された品目をレジームごとに規定されていますが、日米蘭連携の半導体製造装置規制では、WA 提案・合意を目指すという説明の下に、WA 合意品目部分に規定され、従来の整理の理解と異なるものとなり、業界には困惑がありました。

レジームごとに整理するという考え方であれば、各同志国連携もレジームと同様紳士協定ですから、それぞれの連携ごとに合意品目を記載するというようになってきますが、それはかえって複雑となる憾みがあります。

- 本来、産構審小委 2017 年提言にある通り、現行のレジームごとの体系ではなく、国際的

に用いられている（EU 体系のような）品目ごとの体系に再構成することが適当であり、それが実現すれば、複数レジームや同志国合意の対象品目を横断的に規定することができるのではないかと思われます。

日本だけが異質な規制番号体系ですので、2017 年提言の早期実現を強く期待するものです。

3. 通常兵器関連の輸出管理のあり方／通常兵器 CA 規制について

■大量破壊兵器関連規制と通常兵器関連規制との重み付けの再検討

- これまで、我が国では、独自に大量破壊兵器関連項番に傾斜して重み付けをした運用（審査基準、添付書類、罰則等）がなされてきています。

嘗ては、通常兵器のイメージとしては火器がメインであり、大量破壊兵器に比して影響が限定的で、またその取引自体は国際ビジネスとして一般的に行われていることから、規制の制度運用上の重み付けが相対的に低くなったものと思われます。

- しかし、現代の戦闘は、軍事面のみならず社会経済インフラ等にも深刻な影響を与え得る電子戦、サイバー戦、宇宙戦等のように多様化し、それに資する C4ISR 的な分野に関する品目が重要になってきています。輸出管理上、国際的な検討課題となっている「新興技術」（基盤的技術を含む）も、これらに大きく関係してくるものと思われます。

※C4ISR とは、あらゆる情報を統合的に活用して軍事活動を行う軍事用語の一つ。4つのC、つまり指揮（Command）、統制（Control）、通信（Communication）、コンピューター（Computer）と、情報（Intelligence）、監視（Surveillance）、偵察（Reconnaissance）を指す。

- また、通常兵器に分類されるものでも、特定通常兵器使用禁止制限条約（CCW：1983年発効）で規制されているような非人道的な兵器が規制され、またそのCCWの枠組みの下で、自律型致死兵器システム（LAWS）への対応のあり方について、政府専門家会合（GGE）による検討が続けられています。

また、武器貿易条約（ATT：2014年発効）においても、通常兵器の不正な取引が、各国の安全保障、社会、経済及び人道状況に悪影響をもたらすことから、一定の貿易規制措置が講じられています。

- このような状況を踏まえると、大量破壊兵器関連項番と通常兵器関連項番とで重み付け（審査基準、添付書類、罰則等）を一律に異なるものとする意義が薄れてきていると思われ

れます。
国際レジーム合意を品目ごとに横断的に整理し、国際的なデファクトスタンダードであるEUの規制番号体系は、WA品目優先で整理されており、我が国もこれに準じたものにすることが課題となっていますが、罰則の差がその大きなネックの一つになっています。

- 今後、通常兵器関連の規制の見直しが行われるに際して、大量破壊兵器関連項番と通常兵器関連項番とで重み付け（審査基準、添付書類、罰則等）の再検討がなされることを期待する次第です。

■通常兵器キャッチオール規制のあり方について

- 前回、通常兵器 CA 規制に関する要望書（2023.11.7）に関連して意見交換させていただいた際にも申し上げた通り、通常兵器 CA 規制のあり方については、産業界としても高い問題意識を持っており、ご当局にご相談に行く企業の取引だけでなく、懸念ある取引はご当局の審査の網にかかる仕組みが必要であることは、十分認識しております。

したがって、武器禁輸国向け以外で懸念度の高い取引を対象に、一定の客観要件的なものが必要となってくることは理解しております。

その場合、懸念度の高い取引を如何に絞り込み、予見可能性の確保と懸念対象の明確化を担保するかが重要な検討課題になってくると考えます。

以下、その担保のための枠組みのあり方について考えるところをご説明いたします。

○論点①—「通常兵器」の具体的範囲の明確化

- ・「通常兵器の開発、製造、使用に使われる」という要件の上では、輸出令別表第1の一の項の品目とされていますが、国際標準として WA の ML（軍需品リスト）の品目を想起することは困難と言わざるを得ません。

通常兵器 CA 規制に限らず、一の項の対象範囲の明確化を図るためにも、ML 準拠の検討が必要と思われ（中小企業等で、専用品が無許可で輸出される潜在的可能性も否定できないかと思います）。

<https://www009.web.fc2.com/TWA2022/ML.pdf>

- ・WA の ML を日本の法令に反映させた北朝鮮制裁関連の船舶検査特措法の武器等物資の政令委任の告示の例もあります（別表第5 武器関連の物資）。国会でも、WA の ML が国際的に認められているものであり、それを反映する旨の答弁がなされています。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000494126.pdf#page=47>

- ・他方で、貴省のスタンスとしては、ML の項目内容は、別表第1の一の項と十四の項でカバーしている（全ての武器を含む）というものと想像していますが、準拠そのものが難しいのであれば、明確化の観点から、次善の方策として通達、QA 等何らかに形で、WA の ML 項目が含まれる旨を示していただくことも選択肢としてあるのではないかと思われます。

○論点②—要件の明確化、限定（必須事項）

- ・客観要件的に何らかの義務付けをすることも、要件は、限定の上具体的に明確にすることが必須と考えます。

- ・規制の中で限定されることが必須と考える内容としては、以下の通りです。

<p>①懸念度の高い対象国に限定—米・EUとも限定（いずれも中国は対象国）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「国連武器禁輸国」以外には、侵略やその緊密支援行為国、大幅軍拡推進国、紛争拡大地域等に限定する必要。 ・防衛装備品の輸出を進める諸国もある中で、一般国（グループ A 国以外）全体にそのまま適用するのは避ける必要。 <p>※・米国の軍事エンドユース規制の対象国は、計 6 カ国 ⇒EAR 対象の特定 49 品目で、中国、ベネズエラ、ミャンマー、カンボジア向け EAR 対象品目で、ロシア、ベラルーシ向け</p> <ul style="list-style-type: none"> ・EU は、武器禁輸国（国連＋欧州独自）のみ。中国は独自制裁対象国。 <p>②転用懸念度・安保上の深刻度が高い品目等に限定（「おそれ品目」で明示）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単に「軍事用途に使われる」というのでは広汎過ぎる。<u>軍事面のインパクト、安保上の深刻度を踏まえて限定を。</u> ・フォーリン・アベイラビリティがあるような品目は対象外に。 ・どのような用途で使われる懸念があるかについても注意喚起が必要。 ・大量破壊兵器関連 CA 規制でも、シリアに特化した規制を実施しているように、特定国に特有の現象であれば、それら地域に特化した「おそれ品目」を設定するのが適当ではないか。 <p>③特に懸念度の高いユーザーを「外国ユーザーリスト」の形で明示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従来「需要者要件」がなかったのは、武器とその製造・取引自体は「悪」ではなかったため。<u>現在は、懸念性の高い通常兵器の開発・製造や軍拡が脅威に。</u> ・「大量破壊兵器」の場合と異なり、<u>ユーザーが「通常兵器」を開発・製造しているかはわかりにくい。その懸念度の高さの判断も困難。</u> <p>④「明らかなガイドライン」的なレッドフラグを定め、チェックすべき項目を明示（情報入手可能な範囲で）。</p>

- ・なお、現行の CA 規制は「兵器の開発、製造、使用に用いられるもの」とありますが、仮にこれも C4ISR 的な「軍事能力の拡大に資するもの」も含めることになるとすれば、より一層、上記の要件について予見可能性、明確性の担保が必須となってきます。
- ・なお、中国向けの場合、データ安全法、反スパイ法等により、用途確認、需要者確認等に大きな制約があることを十分念頭に置いた検討をお願いします。

○論点③—外国ユーザーリスト（必須）⇒大量破壊兵器関連分と一元化することも一案

- ・なお、「外国ユーザーリスト」は CA 規制での制度で、禁輸リストではないレッドフラグ的な性格のものですが、前述の通りエンドユーザー規制の一類型として重要な役割を果たすものです。

- ・リストの円滑な導入のために、外国ユーザーリストを既存の大量破壊兵器関連のものに通常兵器関連のものを追加・統合する形にすることも一案ではないかと思われます。
- ・中小企業は特に自ら調査するリソースが乏しく、2023 版通商白書は、中小企業は、自らのサプライチェーンを把握していない状態を指摘して政策的にテコ入れを行う必要性が指摘されています。また、意図せず中国の機微性の高い先端機器のサプライチェーンに組み込まれて核心的部品を提供している例もあると言われていますが、懸念者リスト提示により注意喚起が可能になると思われます。
- ・仮に「相手国を刺激するのでリスト作成しない」という発想があるとするれば、それは適当ではないと考えますが、輸入国側でも、規制されるのは不満ながらも、明確に規制対象であることが明らかになっていれば納得し、輸出企業に不利益を強いる可能性は低いと思われま

○論点④—EU と同様に「当局に通知」方式に

- ・客観要件的に輸出者に義務付けるパターンとして、「許可申請」と「当局に通知」とがありますが、WA のモデルプラクティスでは「当局に通知」とし、EU でも「当局に通知」を義務付けて、あとは当局のインフォームに委ねるパターンになっています。
- ・判断に迷う場合や許可申請手続きの負担等を考慮すると、「当局に通知」のパターンが望ましいと思われま

○論点⑤—インフォームやその事前の関連調査の運用／税関との運用面での調整

- ・契約、出荷が進んでいる中で、想定外で突然のインフォームや、それに至らずとも調査が求められると、その影響は甚大です。不許可と異なり契約にない事態となり、相手との関係で窮することにもなります。
 - ・調査が求められたり、税関でストップがかかるケースとして、米国 Entity List 掲載、中国の軍事四証取得企業等である場合があります。
 - ・税関で止まる場合には、貴省ご当局への相談、チェックを求められ、実質的なインフォームになってしま
- 貴省がそれらをすべてチェックすべき意図はないはずの中で、税関の判断で通関直前で手続きが止まると多大な混乱を招き、相手企業・政府との関係でも苦境に立たされ、不当な販売制限等とみなされ損害賠償請求に至る可能性もあります。
- ・平成 29 年 11 月に、当時の梶山大臣より、「各国の輸出管理上求められている内容を超えて、過度に萎縮していただく必要は全くありません。」とのご発言がありましたが、米国 Entity List 掲載、中国の軍事四証取得企業というだけでストップがかかるとすれば、そのご趣旨にそぐわない運用だと思
 - ・経産省ご当局と税関との間で、運用について十分に調整を行っていただき、輸出者にと

て予見可能性がある運用をお願い致します。

○論点⑥—コモディティ化している民生品の扱い（後述「5.」参照）

○論点⑦：グループA国への適用可能性について

- ・現在、グループA国（旧ホワイト国）向けについては、キャッチオール規制の対象外となっていますが、迂回の実態を踏まえて、セーフガードとしてインフォーム要件対象にすることが検討されるとすれば、やむを得ないと思われます。
- ・ただし、懸念がないはずのグループA国向け輸出にインフォームが突然かかると大きな混乱が招くおそれがありますから、予見可能性を高めるための情報提供等、運用面での配慮が必要と思われます（貨物や迂回実態等）。
- ・グループA国向けにインフォームをかけることを可能とする場合には、担保する規定は、あくまで例外的、緊急避難的な場合に限られる趣旨を入れる必要があると思われます（外為法第51条「船積の非常差止」規定のような規定イメージ）。
- ・また、混乱を避けるために、必要最小限の規制とするとともに、当該国との継続的な輸出管理対話の枠組みの下で、改善を求めることが必要と思われます。

○その他論点

- (1) 経済安全保障法での重要物資、重要技術等を「守る」品目の件
 - ・経済安保法で「守る」とされた重要物資、重要技術等が、外為法の輸出管理の中で規制することを想定しているのかどうか、通常兵器 CA 規制の視野に入る部分がある可能性があるのかについて、産業界としては関心があります。
- (2) 人権侵害関連の輸出管理でも、キャッチオール規制（エンドユース・エンドユーザー規制）において、同様の問題の検討が必要に。
 - ・人権侵害に用いられる品目をスペックで規制することはできず、軍事転用可能性による通常兵器 CA よりも更にグレーになることから、需要者や用途規制が必要になりますので、その運用については慎重な検討が必要と思われます。

4. 「者」に関する規制（エンドユーザー規制）の枠組みの導入について

■外為法でエンドユーザー規制が可能であると理解する理由

- CISTEC 及びその関係委員会では、長年に亘り、「『者』に対する規制」（エンドユーザーに係る規制）の導入の要望を続けてまいりました。産業界としては、外国ユーザーリストという枠組みが現行規制下で存在することや、「仕向地」の中の特定の懸念者との取引に限定して規制を導入することは可能であると理解しています。

【ロシア制裁における特定懸念者向け規制の導入例】

- これまで同規制は実現に至っていませんでしたが、G7 合意を受けたロシア制裁において、現行規制の枠組みの中で、明確に特定の懸念者に対する輸出規制が導入されたことにより、エンドユーザー規制は可能であることが確認されたことは大きな進展があったものと受け止めています。
- ロシア制裁では、第 48 条第 3 項の「特定の種類の若しくは特定の地域を仕向地とする貨物を輸出しようとする者又は特定の取引により貨物を輸出しようとする者に対し、・・・政令で定めるところにより、承認を受ける義務を課することができる。」の規定を受けた輸出令第 2 条第 1 項一の六号、一の七号において、次のように、「(経済産業大臣が告示で指定する者との直接又は間接の取引によるものに限る。)」と限定することにより、特定の懸念者向け取引に係る輸出を承認に係らしめることが規定されました。

ロシア／ベラルーシを仕向地とする貨物（別表第二（三四の項を除く。）中欄及び別表第二の三に掲げる貨物を除く。）の輸出（経済産業大臣が告示で指定する者との直接又は間接の取引によるものに限る。）

【第 48 条第 1 項の枠組みの下での規定例①—包括許可の除外例】

- 第 48 条第 1 項では、第 3 項とほぼ同様のパターンで、「政令で定める特定の地域を仕向地とする特定の種類の貨物の輸出をしようとする者は、政令で定めるところにより、経済産業大臣の許可を受けなければならない。」と規定されています。したがって、第 48 条第 1 項を受けた規制においても、同様の告示を定めることにより、特定懸念者向け輸出について許可に係らしめることが可能になったものと考えられます。
- 実際、昨年 12 月の包括許可取扱要領の改正で、特別一般包括許可、特定包括許可、特定子会社包括許可の適用範囲で、輸出令別表第 2 の 4（アラブ首長国連邦、アルメニア、シリア、ウズベキスタン）を仕向地とする場合（ただし、令和 5 年経済産業省告示第 1 6 2 号第三号に規定する者との直接又は間接の取引によるものに限る）当該包括許可が適用できないとされ、「者」への規制が導入されました。

これは、第 48 条第 3 項でのロシア制裁に係る迂回関与企業への禁輸に連動して、第 1 項においても規制されたものです。

【第 48 条第 1 項の枠組みの下での規定例②—外国ユーザーリストの例】

- 大量破壊兵器に関するキャッチオール規制の枠組みの中での外国ユーザーリストは、貨物については、第 48 条第 1 項の枠組み（貨物×仕向地）の下に、輸出令第 4 条—「おそれ省令」を受けて定められています。

輸出者は、輸出する貨物等のユーザーが本リストに掲載されている場合には、当該貨物が大量破壊兵器等の開発等に用いられないことが明らかな場合を除き、輸出許可申請が必要とされていますが、ロシア制裁と同様の考え方で、特定懸念者向け取引に係る輸出に

限定して規制をかけるという枠組みとなっています。

■エンドユーザー規制を一般化する必要性とその諸類型

○輸出管理の本質的重要性は、懸念あるエンドユース、エンドユーザーに懸念品目が渡らないようにするということにあり、懸念あるエンドユーザーについては、本来広く周知される必要があると考えられます。

現在、大量破壊兵器等のキャッチオール（CA）規制に係る外国ユーザーリストの枠組みがあるのみですが、上記の輸出管理の目的、必要性からすれば、リスト規制や通常兵器に係る規制も含めて、懸念エンドユーザー向け規制も整備される必要があると思われる。必要とされる局面に応じた類型としては、以下のようなものが考えられます。

○エンドユーザー規制として考えられる諸類型

(1) 第一類型：輸出不可／要許可であることが明らかである者を明示したリスト

- ・米国 Entity List や SDN リスト等掲載企業と同様、日本としても安保上や軍民融合面で懸念度が特に高い組織等
- ・悪質な誓約書違反を行った輸出先企業
⇒広く他の輸出企業に情報共有し、注意喚起する上で特に重要。
⇒誓約書違反の場合の輸出先企業に対するペナルティが本来必要。輸出企業にペナルティを科すのは筋違い（監視義務があるわけではない。）。
- ・規制・制裁の潜脱・迂回関与企業等

(2) 第二類型：輸出不可ではないが、レッドフラグとして示す懸念者リスト

- ・現行の外国ユーザーリストは、大量破壊兵器関連 CA 規制の需要者要件に係るもの。本来、リスト規制、CA 規制問わず注意喚起される必要。
- ・通常兵器 CA 規制に係る外国ユーザーリストとしても活用可能。
- ・米国では、国防権限法指示により、レッドフラグとして「中国軍が所有・支配する組織リスト」を公開（Entity List 掲載企業等もあるが、懸念度高い「軍民融合貢献組織」も掲載。大学・研究機関版もあり）。
- ・中国の軍民融合戦略に係る軍事四証取得企業が全て懸念が高いわけではないはずなので、例えば、「軍民融合貢献組織」として特に懸念度が高いユーザーを示すことによって、官民で留意すべき対象が共有されることになり、的を絞った輸出管理につながる。

(3) 第三類型：「新興技術」の中には、パラメータによるリスト規制が難しい場合もあり得るので、それに関与する懸念性の高い関係組織を示すリスト

- ・米国は、AI、量子、バイオ等の関連組織を Entity List に掲載。

(4) 第四類型：人権侵害に関与する懸念者リスト

- ・今後、人権侵害につながる可能性がある品目（監視関連機器等）を輸出管理対象化する場合、通常の民生用品目が人権侵害に利用されるかどうかの判別は多分に難しい面が

ある。

- ・このため、人権侵害に関与する懸念が高いユーザーについては、リスト化して公開することが望ましい。

○その他の懸念エンドユーザーについての注意喚起のための方策

(1) G7 等西側主要国の公的な懸念リスト、禁輸・制裁リスト等の参照推奨

- ・大企業では、米国の Entity List 始め、G7 等西側主要国の公的な懸念リスト、禁輸リスト等も実際には参照することがルーティンとして定着しています。
- ・高市経済安全保障担当大臣は、米国の商務省、国務省、財務省が発動している制裁・懸念者リストを一括して検索できる「統合スクリーニングリスト (CSL)」の参照を推奨しておられ、JETRO が作成したその「利用ガイド」にも言及しておられます。

※令和 5 年 2 月 3 日記者会見録、及び JETRO サイト

https://www.cao.go.jp/minister/2208_s_takaichi/kaiken/20230203kaiken.html

<https://www.jetro.go.jp/world/reports/2022/01/58823025944a7244.html>

- ・米国規制は、輸出管理規制に係る一連のリストだけでなく、SDN リストのように金融制裁／輸出入を始めとした取引禁止が広く及ぶものもあり、日本からの輸出だけでなく、グローバル展開する上で、企業にとっては、企業の存亡に関わる不測の事態を回避する上でも無視することができないものです。他の G7 諸国のリストも参考となるものが少なくありません。
- ・CISTEC においても、この点は注意喚起しているところですが、ご当局におかれても、中小企業含めて自主管理を広く促す観点から、例えば「輸出者等遵守基準」省令に、「参考材料として必要に応じ参照するよう努める」旨を規定することも一案と思われます。

(2) 米議会 USCC 提言における公開データベースの共同活用

- ・米議会 USCC (米中経済・安全保障調査委員会) 2023 年版提言 (2023 年 10 月) では、中国の取引・協力相手の懸念性をチェックできるようにするための公開データベースの作成を米国政府に求めています。
- ・USCC の提言は政府の施策、議会の法案作成に反映される場合が多いですが、今後これが実現する場合には、同志国連携の上での参考材料とすることも一案と思われます。

5. 潜脱・迂回関与者に対する輸出規制の枠組の積極的運用について

■輸出者に対する管理規制は、輸出後の確認が可能な場合に限定されることの再確認を

- 輸出管理は、基本的には、輸出者が最終用途、最終需要者を確認することができることが前提となった法規制です。
- 他方、コモディティ化している民生品については、出荷／輸出後は輸出者の管理を離れて

広く流通することになるため、輸出管理上の最終用途、最終需要者の確認はもともと困難な性格のものです。

- ロシアのウクライナ侵攻で使われたドローン、半導体、カメラ等のコモディティ品目について、しばしばメディア等で報道され、そのメーカーや輸出者の責任を問うような論調の議論がなされることがありますが、それは輸出者の管理の問題ではなく、基本的には不正調達ネットワークに関与者・国を規制する問題のはずです。

【ロシア制裁でのコモディティ品目の潜脱・迂回関与者に対する輸出規制の枠組み】

- ロシアのウクライナ侵攻で使われた上記のコモディティ品目の迂回輸出については、2023年5月のG7広島サミット合意において、ロシア支援の不正調達ネットワークに関する制裁潜脱・迂回輸出関与国・企業等を規制するとの方向性が合意されました。
 - ・これを受け、EU、米英等5か国においては、制裁潜脱・迂回関与の責任は当該第三国なり第三国企業に負わせる枠組みが構築されています（迂回関与企業・国に対する禁輸・制裁の制度化等）。
 - ・輸出者に対しては、戦場での（日本も含む）共同調査に基づく「Common High Priority Items」を公開・注意喚起し（EU、米英等5か国とも）、レッドフラグでの初期段階の具体的チェックは行うことをガイダンス的に示していますが（米国）、流通に乗った後は、制裁潜脱・迂回関与の第三者・国の責任を追及するとのコンセプトとなっています。
- 我が国においても、外為法の輸出管理の運用として、以下の措置が講じられました（2023年10～12月）。
 - ・共同調査に参加して作成した「Common High Priority Items」の公開・注意喚起
 - ・迂回輸出関与企業に対する禁輸
- このように、輸出者に輸出管理規制をかけるのは、あくまで輸出者が最終用途、最終需要者を確認することができる場合が対象であり、市販流通して確認が難しいコモディティ商品の迂回輸出については、その迂回関与者に対する禁輸等の措置で対応する点について、改めて共通認識としての確認が必要と思われます。
- この迂回流通の問題は、北朝鮮制裁での奢侈品の流通でも同様に発生していたものであり、輸出者の責任を問うという議論はなかったと理解しています。

■潜脱・迂回関与者に対する輸出規制の枠組みの活用

- 前述のように、ロシア制裁に係る潜脱・迂回輸出関与者に対する禁輸措置が、外為法第48条第3項（「国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与する」）に基づき講じられたわけですが、これは第48条第1項に基づく場合でも必要な枠組みだと思われます。
- 第48条第1項では、国際合意に基づいてリスト規制を規定していますが、それに従って輸出許可の際に最終需要者から誓約書を取ることを求められる場合も少なからずあります。他方、先方がその誓約書を遵守せず、他企業、他地域に移転してしまったとしても、

その企業を懸念企業としてリスト化して公開し、輸出を規制しペナルティを科すという枠組みを有効に活用することが望まれます（提出書類通達には「誓約書を適切に遵守していない需要者等については、公表等を行うことがあります。」とあり、制度上はリスト化して公開できることになっています）。実質的にフロント企業に等しい場合もありますが、その場合には積極的にリスト化して公開することが、再発防止につながります。

輸出企業には輸出後の監視義務があるわけではありませんので、契約を破って他に移転（特に懸念用途・需要者への移転）する者は、規制の潜脱・迂回関与者としてペナルティを科すことが必要と思われます。先般報じられた工作機械の事例はその点を浮き彫りにしたものであったのではないかと思います。

- 日本からの輸出に係る品目についての潜脱・迂回であっても、それは国際レジーム（場合によっては同志国連携）に即したものであり、国際的な平和と安全を損なう行為ですので、第48条第1項の枠組みの中で行うこと可能と思われます。
- 前掲の「エンドユーザー規制の導入」の要望の中で述べたように、その第一類型又は第二類型として位置付けて、積極的活用のご検討をお願い致します。

以上